

国民健康保険料について

保険料は、前年中の収入や加入者数に応じて計算し、医療分・支援金分・介護分（40歳から64歳対象）の保険料を合算したもので、病気やケガをしたときの医療費や、出産育児一時金や葬祭費の支給等の重要な財源となりますので、必ず納期限内に納めてください。

$$\text{保険料} = \text{医療分} + \text{支援金分} + \text{介護分}$$

国民健康保険料	
医療分	医療費や出産育児一時金支給等の財源
支援金分	後期高齢者医療制度を運営するための財源
介護分	介護保険制度を運営するための財源

国民健康保険料の通知について

年間保険料は毎年6月下旬に決定し、納付義務者である世帯主にお知らせします。世帯主本人が国民健康保険に加入していない場合も同様です。

また、次のような場合にも、保険料を決定（変更）し世帯主の方にお知らせします。

- ◎国民健康保険に加入したとき
- ◎国民健康保険をやめたとき
- ◎40歳になったとき（介護分保険料が加算されるため）
- ◎所得金額に変更があったとき
- ◎世帯主が変わったとき
- ◎支払方法に変更があったとき
- ◎その他保険料額に変更があったとき（減額等）

年度途中で40歳になる方の介護分保険料

被保険者が40歳になった場合、誕生日の月（1日が誕生日の方はその前月）から、介護分保険料が月割りで算定されます。誕生日の翌月に算定し直した保険料通知書を送付します。

年度途中で65歳になる方の介護分保険料

64歳までの介護分保険料は、あらかじめ誕生日の前月（1日が誕生日の方はその前々月）までの月割分を算定し、6月～3月までの10期に分けて納めていただきます。

また、65歳からは、誕生月（1日が誕生日の方はその前月）からの月割分を算定し、誕生月の翌月から年度末までの納期ごとに振り分け保険料を納めていただきます。

なお、65歳からの介護保険料や納期等については、区高齢障害支援課介護保険室から通知します。

年度途中で75歳になる方の保険料

75歳になり後期高齢者医療制度に移行する方の保険料は、誕生日の前月までを月割りで算定し、その額を誕生月の前月までに分けて納めていただきます。

なお、世帯内に75歳未満の被保険者がいる場合は、10期に分けて納めていただきます。
※納付する月が重なることはありますが、保険料の二重払いではありません。

国民健康保険料の計算のしかた

保険料 = 医療分 + 支援金分 + 介護分

料率・料額	計算方法	所得割額 賦課基準額 × 料率	被保険者均等割額 加入者数 × 料額
	医療分	6.84%	18,840円
	支援金分	2.72%	7,080円
	介護分※	2.20%	9,600円

※介護分保険料は40歳～64歳の加入者で算出します。

※1年間の保険料		
世帯別平等割額 1世帯当たり	算出額 10円未満切捨	賦課限度額 ※
23,040円	医療分保険料	630,000円
8,760円	支援金分保険料	190,000円
7,200円	介護分保険料	170,000円

※算出額が賦課限度額を上回る場合には、賦課限度額が算出額となります。

賦課基準額とは

所得 (前年1月～12月)	−	基礎控除 43万円※	=	賦課基準額 100円未満切捨
------------------	---	---------------	---	-------------------

加入者ごとに算出して世帯で合算したものが賦課基準額となります。

※合計所得金額が2,400万円を超える場合を除きます。

保険料算定の対象となる主な所得

- ・給与所得
- ・公的年金等所得
- ・事業所得（営業等、農業）
- ・不動産所得
- ・利子所得
- ・配当所得
- ・株式の配当等
- ・雑所得（公的年金以外）
- ・一時所得
- ・山林所得
- ・総合短期（長期）譲渡所得
- ・分離短期（長期）譲渡所得
- ・株式譲渡所得
- ・申告分離の上場株式等の配当所得

※給与所得と年金所得の両方がある方は、所得金額調整控除後の金額となります。

※上記の所得（前年1月～12月）の合計金額が、保険料算定の対象となります。ただし、繰越純損失等がある場合は、その控除後となります。

※退職所得、傷病手当金、失業手当、遺族・障害年金は保険料算定の対象にはなりません。

保険料の計算

所得割額	+	被保険者均等割額	+	世帯別平等割額
------	---	----------	---	---------

国民健康保険料の計算

所得割額	前年の所得に対する保険料
被保険者均等割額	加入者数に応じた保険料
世帯別平等割額	世帯当たりの保険料

利子所得、配当所得及び譲渡所得について

利子所得、配当所得及び株式譲渡所得のうち、特定口座による上場株式等の利子所得、配当所得等及び特定口座による上場株式等の譲渡所得について、源泉徴収のみにより課税関係を終了することができる場合は、保険料算定の所得には含まれません。

しかし、これらを含めて確定申告した場合は、利子所得、配当所得及び譲渡所得は保険料算定の対象となる所得に含まれます。

ただし、住民税の課税方法として申告不要制度を選択した場合は、保険料算定の対象となる所得には含まれません。

給与所得・公的年金等所得

年度の途中に加入・脱退した場合

●給与所得の計算表

給与収入金額 ①	給与所得金額
55.1万円未満	0円
55.1万円以上 161.9万円未満	① - 55万円
161.9万円以上 162.0万円未満	106.9万円
162.0万円以上 162.2万円未満	107.0万円
162.2万円以上 162.4万円未満	107.2万円
162.4万円以上 162.8万円未満	107.4万円
162.8万円以上 180.0万円未満	② × 2.4 + 10万円
180.0万円以上 360.0万円未満	② × 2.8 - 8万円
360.0万円以上 660.0万円未満	② × 3.2 - 44万円
660.0万円以上 850.0万円未満	① × 0.9 - 110万円
850.0万円以上	① - 195万円

② = ① (給与収入金額) ÷ 4 (千円未満切捨て)

●公的年金等所得の計算表

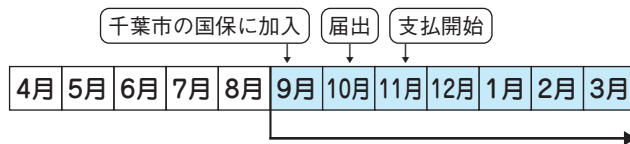
公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が1,000万円以下の場合

年齢	公的年金等収入金額 ①	公的年金等所得金額
65歳未満	130万円未満	① - 60万円
	130万円以上 410万円未満	① × 75% - 27.5万円
	410万円以上 770万円未満	① × 85% - 68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	① × 95% - 145.5万円
	1,000万円以上	① - 195.5万円
65歳以上	330万円未満	① - 110万円
	330万円以上 410万円未満	① × 75% - 27.5万円
	410万円以上 770万円未満	① × 85% - 68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	① × 95% - 145.5万円
	1,000万円以上	① - 195.5万円

- ・年度の途中で国保に加入または脱退された場合は、保険料を月割りで算定します。
- ・保険料は、国保に加入した月から脱退した月の前月分までを、納めていただきます。
(注意) 届出をした月からの算定ではありません。

年度の途中で加入したとき

〈例〉9月に国保に加入（10月に届出）した場合

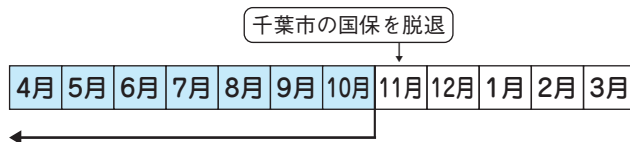


保険料は、加入した月（9月）から3月までの、7か月分を取めていただきます。

支払い回数は、届出をした月の翌月（11月）から、3月までの5回で支払うこととなります。

年度の途中で脱退したとき

〈例〉11月に国保をやめた場合



保険料は、脱退した月の前月分まで（4月～10月）の、7か月分を取めていただきます。

※国保を脱退したことにより、再計算された保険料が、すでに納付されている保険料を下回る場合は、差額分の保険料を後日お返しします。

また、再計算された保険料が、既に納付されている保険料額を上回る場合は、脱退後であっても不足分をお支払いいただきます。

保険料の納め方

納付回数及び納期限

- ・保険料(年額)は6月から翌年3月までの10回払いです。
- ・納期限は毎月月末です。月末が土日休日にあたる場合は休日明けの日となります。

納付の方法

納め忘れがあると延滞金が発生することがあります。
納め忘れを防ぐために口座振替を原則としています。

1. 口座振替

ご指定の口座から自動的に振替(引落し)をします。納付区分は口座振替申込の時に、次のどちらかを選択できます。

期別 …毎月、納期限の日に振替

全期前納 …6月期納期限に1年分を一括で振替

<申込み方法>

①各区役所、各市民センターで登録

キャッシュカードを窓口を持参(翌月より振替可能)

※対応金融機関

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

②インターネットから申込

千葉市 Web口座振替 で検索。(翌月以降を選択可)

※対応金融機関

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、常陽銀行、千葉信用金庫、ゆうちょ銀行

③郵送で申込

各区役所等で配布している申込用紙に記入し郵送(振替開始まで2~3か月程度)

④市内の金融機関窓口で申込

申込用紙に記入し提出(振替開始まで2~3か月程度)

<残高不足により振替ができなかった場合>

翌月分の保険料と合わせて2回分がまとめて振替されます。

2. 納付書…毎年6月に1年分(10回分)の納付書をお送りします。

※領収証書(コンビニの場合は領収証書とレシート)を必ず受け取り、大切に保管してください。

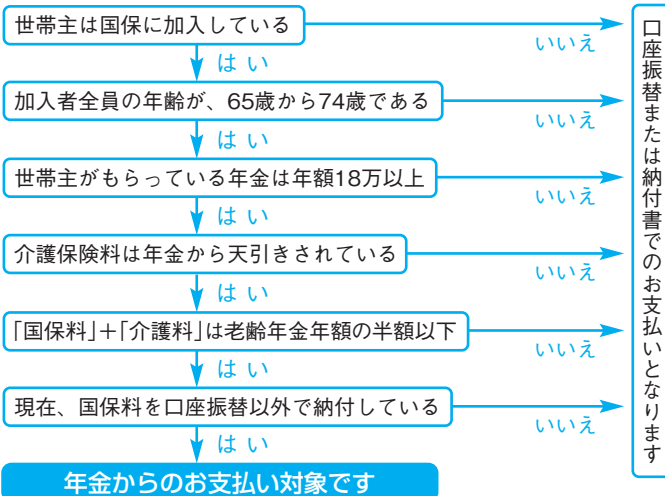
3. 年金天引き(特別徴収)

年金の支払日に天引きされます。

※年金天引きについては、下記の要件を毎年判定します。要件に該当する世帯は、原則として保険料を年金から天引きします。

なお、下記のフローチャートは一般的なケースで、当てはまらない場合もあります(口座振替の方は除きます)。

あなたの世帯は年金からのお支払いになる？



年金天引きを希望しない方は、口座振替を選択できます。

(現在口座振替の方は、口座振替を継続しますので、手続きは不要です)

・年金天引きから口座振替に変更または口座振替から年金天引きに変更する場合、手続きが必要ですので各区市民総合窓口課までご連絡ください。

※年金天引きの停止には、上記の手続きから約2か月半~4か月半の期間を要します。

おすすめ

おすすめ

保険料

保険料

●滞納処分について

保険料の納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状を送付するとともに納付推進センターから電話による納付案内や、文書催告などを行います。

なお、督促状にて指定された納期限までに納付がない場合、預貯金、給料等の財産を差し押さえる場合があります。

●延滞金について

保険料を納期限までに納付しなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算した額の延滞金を納付しなければなりません。

保険料を納期限内に納められない場合は、必ず納付相談をしてください。

相談内容	<p>●現年度(令和3年度分)の国民健康保険料のみ</p> <p>●過年度分(令和3年度以外)の国民健康保険料</p> <p>●国民健康保険料に併せて、市税や他の料金に滞納がある</p>
所在地・電話番号	<p>〒260-0026 中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター 地下1階</p> <p>健康保険課 ☎245-5164</p> <p>【東部市税事務所】 〒264-8582 若葉区桜木北2-1-1 若葉区役所2階</p> <p>納税第一課 ☎233-8138(中央区にお住まいの方)</p> <p>納税第二課 ☎233-8368(若葉区にお住まいの方) ☎233-8189(緑区にお住まいの方)</p> <p>【西部市税事務所】 〒261-8582 美浜区真砂5-15-1 美浜区役所2階</p> <p>納税第一課 ☎270-3138(県内他市町村に転出された方) ☎270-3139(県外に転出された方)</p> <p>納税第二課 ☎270-3170(花見川区にお住まいの方) ☎270-3284(稲毛区にお住まいの方) ☎270-3171(美浜区にお住まいの方)</p>

非自発的失業者に対する保険料の減額

勤務先の倒産、解雇などの非自発的な理由により離職した方を対象に、保険料を軽減します。

●対象 (以下の条件をすべて満たす方)

- ①国民健康保険の加入者で雇用保険受給資格者証を交付されている方
 - ②離職日の時点で65歳未満の方
 - ③雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが下記に該当する方
(ただし「特例受給資格者」は除く。)
- 離職理由コード
…11・12・21・22・23・31・32・33・34

※雇用保険高年齢受給資格者証や特例受給資格者証が交付されている方は対象となりません。

●軽減内容

対象者の給与所得を30/100に減じて、保険料の算定や高額療養費などの所得判定を行います。

●対象期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

●手続方法

保険証と雇用保険受給資格者証を持参のうえ、区役所市民総合窓口課で手続きをしてください。

所得に応じた保険料の減額

前年中の世帯の総所得金額に応じて、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を下表のとおり減額します。

なお、保険料の減額を受けるには、19歳以上の世帯員全員（所得のない方を含む）が所得申告している必要があります。

※所得のない扶養家族の方であっても、扶養の申告ではなく「被扶養者ご自身の収入がない旨の申告」が必要です。

● 軽減等の基準額

基準額	軽減等の割合
43万円以下	7割（軽減）
43万円+（28.5万円×被保険者数）以下	5割（軽減）
43万円+（52万円×被保険者数）以下	2割（軽減）
市独自減免 下記、基準額未満	2割（減免）
200万円未満（旧市独自減免経過措置）	3%（減免）

<市独自減免の基準額>

世帯人数	1人	2人	3人
基準額	124万円	176万円	215万円

※軽減（減免）の判定は、4月1日現在（4月2日以降に納付義務が発生した場合はその日）の世帯の総所得金額で行います。

※世帯の総所得金額とは、次の点を含んで判定します。

- ・世帯主の所得は、国保に加入していない場合でも加算します。
- ・公的年金等所得（65歳以上）は、1人当たり最大15万円を除いた金額を使用します。
- ・分離譲渡所得については、特別控除前の金額を使用します。
- ・専業従事者控除は、適用前の金額を使用します。
- ・給与所得または公的年金所得を有する方（給与所得者等）が2人以上いる場合には、7割・5割・2割軽減の基準額に「（給与所得者等の数-1）×10万円」を加算します。

後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の減額

- 国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行に対する軽減

国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、保険料の負担が増加する世帯について、保険料を軽減します。

・低所得者に対する軽減

世帯員の方が移行しても、移行前の世帯の軽減を継続します。

・世帯別平等割額の軽減

世帯員の方が移行することにより、国民健康保険の加入者が単身となる場合は、移行後5年間は世帯別平等割額を半額にし、その後3年間は1/4減額します。（介護分保険料は除く）

● 被用者保険の被扶養者（旧被扶養者）に対する減免

被用者保険加入者が75歳になったこと等によって後期高齢者医療制度に加入することに伴い、65歳から74歳までの被扶養者が国民健康保険に加入した場合、次のとおり保険料を減免します。

（国民健康保険組合の被扶養者は除く）

所得割額…免除

被保険者均等割額…2年間半額

世帯別平等割額…加入者が旧被扶養者のみの場合、2年間半額

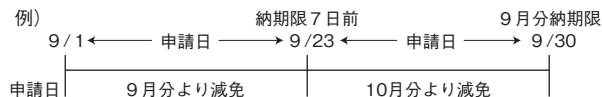
※所得割額の免除は、減免適用2年後以降も継続します。

災害や倒産等による所得の減少、拘禁による保険料の減免

災害、所得の減少、収容・拘禁の理由により保険料の支払いが困難な世帯については、減免制度があります。減免を受ける場合は申請が必要になります。

申請に必要なものはそれぞれの事情により異なるため、区役所市民総合窓口課にご相談ください。

申請は、災害を受けた場合、収容・拘禁された場合を除いて、納期限の7日前までに行ってください。



※複数の減免理由に該当する場合は、減免割合が大きい方を適用します。

減免理由	条 件	減免の算定基礎額	減 免 割 合																																											
災害	家屋が半壊・半焼以上の災害に遭った場合。	<減免対象保険料> 減免対象者の所得割額 <減免対象月数> 災害に遭った月から12か月	「災害」の所得割額減免割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">全壊・全焼</th> <th colspan="2">半壊・半焼</th> </tr> <tr> <th>400万円超</th> <th>400万円以下</th> <th>300万円以下</th> <th>200万円以下</th> <th>100万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="5">世帯前年総所得</th> <th>400万円超</th> <td>40%</td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>400万円以下</th> <td>60%</td> <td>40%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>300万円以下</th> <td>80%</td> <td>60%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>200万円以下</th> <td>100%</td> <td>80%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>100万円以下</th> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			全壊・全焼		半壊・半焼		400万円超	400万円以下	300万円以下	200万円以下	100万円以下	世帯前年総所得	400万円超	40%	20%			400万円以下	60%	40%			300万円以下	80%	60%			200万円以下	100%	80%			100万円以下	100%	100%								
		全壊・全焼				半壊・半焼																																								
		400万円超	400万円以下	300万円以下	200万円以下	100万円以下																																								
世帯前年総所得	400万円超	40%	20%																																											
	400万円以下	60%	40%																																											
	300万円以下	80%	60%																																											
	200万円以下	100%	80%																																											
	100万円以下	100%	100%																																											
所得の減少 〔注1〕	倒産、廃業などにより、世帯の現年見込総所得が前年総所得より20%以上減少している場合。 ただし、対象者の現年見込総所得が320万円以下で前年総所得より20%以上減少している場合に限る。 〔注2〕	<減免対象保険料> 減免対象者の所得割額 <減免対象月数> 申請書を提出した月から年度末までの月数	「所得減少」の所得割額減免割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="5">現年見込総所得</th> </tr> <tr> <th>43万円以下</th> <th>80万円以下</th> <th>160万円以下</th> <th>240万円以下</th> <th>320万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="5">前年総所得</th> <th>400万円超</th> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>30%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <th>400万円以下</th> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <th>300万円以下</th> <td>80%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td></td> </tr> <tr> <th>200万円以下</th> <td>90%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>100万円以下</th> <td>100%</td> <td>80%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※減免額の算定は個人単位で行います。			現年見込総所得					43万円以下	80万円以下	160万円以下	240万円以下	320万円以下	前年総所得	400万円超	60%	50%	40%	30%	30%	400万円以下	70%	60%	50%	40%	30%	300万円以下	80%	60%	50%	40%		200万円以下	90%	70%	60%			100万円以下	100%	80%			
		現年見込総所得																																												
		43万円以下	80万円以下	160万円以下	240万円以下	320万円以下																																								
前年総所得	400万円超	60%	50%	40%	30%	30%																																								
	400万円以下	70%	60%	50%	40%	30%																																								
	300万円以下	80%	60%	50%	40%																																									
	200万円以下	90%	70%	60%																																										
	100万円以下	100%	80%																																											
収容・拘禁	少年院、刑務所等に1か月以上、収容・拘禁された場合。	<減免対象保険料> 減免対象者の保険料全額 <減免対象月数> 入所した月から出所した前月までの月数	100%																																											

〔注1〕 非自発的の失業者の軽減を受けている方は、「所得の減少」の減免対象になりません。
 〔注2〕 現年見込総所得には、預貯金、有価証券、退職金、その他臨時所得など生活に活用できるものも含まれます。

「所得の減少」の減免対象になりません。
 すでに申請があったときは、減免対象月数を加入届出日の属する月（資格取得日の属する月）から年度末までの月数とします。
 金（遺族、障害を含む）、失業給付、児童手当、仕送り及びその